

改 正 後	改 正 前												
めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七 （略） 第八 にたりくじら 一 （略） 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>にたりくじら母船式捕鯨業</td><td><u>143</u></td></tr><tr><td>にたりくじら基地式捕鯨業</td><td><u>10</u></td></tr></table> 第九～第十一 （略）	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	にたりくじら母船式捕鯨業	<u>143</u>	にたりくじら基地式捕鯨業	<u>10</u>	めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七 （略） 第八 にたりくじら 一 （略） 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>にたりくじら母船式捕鯨業</td><td><u>133</u></td></tr><tr><td>にたりくじら基地式捕鯨業</td><td><u>20</u></td></tr></table> 第九～第十一 （略）	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	にたりくじら母船式捕鯨業	<u>133</u>	にたりくじら基地式捕鯨業	<u>20</u>
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量												
にたりくじら母船式捕鯨業	<u>143</u>												
にたりくじら基地式捕鯨業	<u>10</u>												
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量												
にたりくじら母船式捕鯨業	<u>133</u>												
にたりくじら基地式捕鯨業	<u>20</u>												